

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【会社名】	横浜冷凍株式会社
【英訳名】	YOKOREI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古瀬 健児
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 吉川 尚孝
【本店の所在の場所】	横浜市鶴見区大黒町5番35号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行って おります。) 最寄りの連絡場所 横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号 横浜コネクトスクエア10階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長古瀬健児及び最高財務責任者吉川尚孝は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社のみを対象として行いました全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、海外連結子会社3社、国内子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが冷蔵倉庫事業、食品販売事業、その他の事業を営んでおり、経営管理上各事業拠点における売上高が事業活動の規模を示す最も適切な指標と判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いております。全社的な内部統制評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の連結会社間取引消去後売上高の金額が高い拠点から合算していき連結売上高のおおむね3分の2に達している当社グループの食品販売事業、重要性の観点から冷蔵倉庫事業の2つの事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの主な事業内容が水産品・畜産品等の冷蔵・冷凍保管事業及び水産品・畜産品等の卸売・加工処理等の事業である事を勘案し、当社グループの事業の目的に大きくかかわる勘定科目として、「売上高」「売上原価（仕入）」「売上債権」「棚卸資産」「仕入債務等（未払費用を含む）」に至る業務プロセスを評価対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや実質的な金融取引と判断されうるリスクが大きい取引を行っている食品販売事業に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。具体的には、前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正について決算財務報告プロセスで対応しているため、当該プロセスを重要性の大きい業務プロセスとし、債権評価プロセス、投資有価証券の評価プロセス、食品販売事業に係る収益認識に関する会計基準に基づく判定プロセス等を個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当該事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

（前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正）

当社は、2024年9月期の決算業務の実施過程において、特定の海外取引先（以下、「当該取引先」という。）の財務内容が悪化している可能性を把握し、当該取引先の財務内容及び担保の処分見込額等について詳細調査を実施いたしました。調査の結果、既に公表済みであった2023年9月期決算においても、当該取引先に対する債権に係る貸倒引当金を6,421百万円に、投資有価証券評価損を2,604百万円に、債務保証損失引当金の見積額を4,487百万円に訂正する必要があることが判明しました。

また、当社と当該取引先との非定型な商品の購入取引及び販売契約に係る取引について、契約内容の経済的実態を改めて検討した結果、実質的に金融取引であることが判明したため、当該取引に関する収益認識の会計処理を過

年度に遡って純額処理（営業外収益 受取手数料）に修正する必要があると判断し、上記と合わせて財務諸表の訂正をいたしました。

これら債権等に対する評価の修正及び収益認識会計処理の修正に至った原因として、以下の内部統制上の不備を開示すべき重要な不備として識別しております。

当社における決算・財務報告プロセスの不備（決算に必要な情報の分析及び分析体制）

当社は、重要性のある売掛金等の債権等に関しては、取引先から各種財務報告を入手し、同社を取り巻く経営環境や財政状態、将来計画等を十分分析した上で、債権区分の設定や回収可能性の算定を実施し、上席者がその結果を内容確認の上、承認を行うという内部統制を整備・運用しております。

2023年9月時点において、多額の投融資及び保証を行っている当該取引先向けの売掛金回収に滞留がみられた際にも、同社の将来計画を前提に債権区分を設定し、回収可能性の検討を行っておりました。しかし本来、債権回収が滞留した時点で、広範な情報を収集の上、リスク評価をより慎重に実施すべきところ、従来同様の対応（財務諸表、事業計画、返済計画の入手及び分析、それらを踏まえた社内関係事業所との対応協議）を実施するに留まり、多角的且つ深度のある検討ができておらず、その結果として、債権区分が適切でなく、適切な貸倒引当金及び債務保証損失引当金の計上並びに投資有価証券の評価減ができませんでした。

また、これら決算に必要な情報を収集し分析を行うための体制という点においても、当社の「決算・月次業務マニュアル」の中の債権等の回収可能性に関する規程が十分詳細なものとはなっておらず、また、当社においてこのような分析や評価を行うための専門知識を有した要員が不足しており、分析を行う体制も十分に整備できませんでした。

当社における決算・財務報告プロセスの不備（会計方針と会計処理方法の選択と適用）

当社では会計方針及び会計処理方法の選択と適用にあたっては、当社の「決算・月次業務マニュアル」に従い運用を行っており、複雑な取引についての収益認識に関する会計処理方法の選択と適用についても、契約内容及び取引の経済的実態を踏まえてその検討結果を上席者が確認するという内部統制を整備・運用しております。

しかしながら、「決算・月次業務マニュアル」の中の収益認識関係（販売事業部門）の規程が実務的な判断指針まで十分詳細なものとなっておらず、当該取引先との非定型な取引が金融取引に該当するといった点につき、取引実態を踏まえた適切な評価ができませんでした。また、当社においてこれら高度な評価と判断を行うにあたっての専門知識を有した要員が不足していた結果、会計基準に沿った十分な検証及び上長による承認を行うことができませんでした。

従って、特に当該取引先とのような非定型な取引について、適切な会計処理方法の選択と適用のための検討が十分ではなく、また検討を行う体制も十分に整理できませんでした。

これら当社における決算・財務報告プロセスの不備に対し、当事業年度末日までに、以下のとおり是正措置を実施しました。また、是正措置に関して新たに整備した以下のプロセスに対する評価手続を実施した結果、不備事項は識別されず、当事業年度末において適切に内部統制が整備・運用されているものと判断しました。なお、これらの評価結果については、当社の取締役会に報告しました。

誤謬	誤謬の発生原因となった当社における決算・財務報告プロセスの不備の概要	講じた是正措置の概要及びその是正状況
財務内容が悪化していた特定の海外取引先に対する貸倒引当金、投資有価証券評価損、債務保証損失引当金の計上不足	<p>(決算に必要な情報の分析及び分析体制)</p> <p>債権回収が滞留した時点で、広範な情報を収集の上、リスク評価をより慎重に実施すべきところ、従来同様の対応（財務諸表、事業計画、返済計画の入手及び分析、それらを踏まえた社内関係事業所との対応協議）を実施するに留まり、多角的且つ深度のある検討ができておりませんでした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理体制の再構築と強化 <p>今回、各部署の情報を集約し、当社グループ全体のリスクの一元管理を行うため、新たにリスクマネジメント委員会（当社社長を委員長とし、各本部長が委員として参加。四半期ごとの開催で、必要に応じて会計・法律に関する外部専門家も随時招聘）を設置しました。</p> <p>リスクマネジメント委員会で審議されるリスクについては、関係する各部署が事前に連携した上で対応等を整理し、同委員会に報告・説明を行います。さらに、同委員会では、参加各部の意見・情報を募り、協議がなされるため、従前に比べ、より全社的・総合的な観点で組織的に検討を行う仕組みがきました（これらの対応についてはリスク管理規程の改定も行っております）。</p> <p>さらに上記対応の実効性をより担保するための施策として、財務経理規程の改定により、債権の回収遅延が取締役会への報告事項となったこと、及び各種投資に関する入口の統制として、投資内容に応じた一定金額以上の投融資は投融資会議を経たのち取締役会に諮る審査体制が整備されました。</p> <p>その結果、特に財務内容が悪化している取引先に対する債権評価に際して、取締役会やリスクマネジメント委員会の監視を受けながら、営業サイドによるリスク評価だけでなく、販売戦略管理部や財務経理部等からの多面的な管理・検討が実施されております。</p> <p>具体的には、販売戦略管理部が当該取引先の財務状況や経営状況についての細部にわたる情報収集及び当該取引先へのヒアリングを行った上で、財務経理部での検討がなされていること、財務経理部においても外部専門家と連携し、当該取引先の将来計画のリスク要素も勘案したうえで、債権評価についての見解がまとめられていること、さらに、これらについては取締役会及びリスクマネジメント委員会への報告・検討がなされていることを確認しました。</p>
	決算に必要な情報を収集し、分析を行うための体制という点において、当社の「決算・月次業務マニュアル」の中の債権等の回収可能性に関する規程が十分詳細なものとはなっておりませんでした。	<ul style="list-style-type: none"> ・決算・月次業務マニュアルの是正 <p>当社の「決算・月次業務マニュアル」の中に債権区分・貸倒見積高算定の会計処理に係る業務マニュアルが追加作成され、債権区分に関する詳細な規程（貸倒懸念債権と評価する際の回収遅延期間の明示等）、回収可能性の見積りにおける詳細な規程（破産更生債権の評価に際して、実態バランスシートを作成する場合には必要に応じ</p>

誤謬	誤謬の発生原因となった当社における決算・財務報告プロセスの不備の概要	講じた是正措置の概要及びその是正状況
		<p>て資産性のない資産を控除する等)等が整備されていることを確認しました。</p> <p>整備された債権区分・貸倒見積高算定の会計処理に係る業務マニュアルに沿った形で決算資料を作成するとともに、財務経理部長が関連証憑を確認のうえ決算資料の承認を実施しており、債権等の評価において適切に運用されていることを確認しました。</p> <p>当社において決算に必要な情報を収集し、分析や評価を行うための専門知識を有した要員が不足しており、分析を行う体制も十分に整備できておりませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none">決算財務体制の強化 <p>当社財務経理部において、人員異動及び中途採用により能力面・人員面から決算財務体制の強化がなされていることと、債権評価に必要となる知識について外部研修の受講等により経理に関する知識の不足への対応が行われていること、外部アドバイザリーと契約のうえ、外部の専門家による支援体制が構築されていることにより、決算業務体制が整備されていることを確認しました。</p> <p>また、財務内容が悪化している取引先に対する債権等の評価において、外部の専門家の知見も必要に応じて活用されていること、並びに監査法人とも高い頻度でコミュニケーションが行われており、外部専門家の利用や監査法人とのコミュニケーションを通じて得た専門知識等が決算資料に反映されていることを財務経理部長が確認のうえ決算資料の承認を実施しており、債権等の評価プロセスが適切に運用されていることを確認しました。</p> <p>上記のリスク管理体制の再構築と強化、決算・月次業務マニュアルのは正及び決算財務体制の強化の結果、決算に必要な情報の分析及び分析体制の不備はは正されたと評価いたしました。</p>

誤謬	誤謬の発生原因となった当社における決算・財務報告プロセスの不備の概要	講じた是正措置の概要及びその是正状況
	<p>特定の海外取引先との非定型な商品の購入取引及び販売契約に係る取引について、本来純額処理（営業外収益 受取手数料）すべきであつたにも関わらず、総額処理（売上高・売上原価）していましたこと</p>	<p>（会計方針と会計処理方法の選択と適用） 「決算・月次業務マニュアル」の中の収益認識関係（販売事業部門）の規程が実務的な判断指針まで十分詳細なものとなっておらず、当該取引先との非定型な取引が金融取引に該当するといった点につき、取引実態を踏まえた適切な評価ができておりませんでした。</p> <p>・決算・月次業務マニュアルの是正 「決算・月次業務マニュアル」の中に、新たに収益認識関係の会計処理について「収益認識会計処理マニュアル（販売事業部門）」を作成し、取引が実質的に在庫を担保とした金融取引に該当するか否かの判断指針や、本人取引・代理人取引の区分する判断指針、有償支給取引に関する規程等、収益認識関連の会計処理について当社の各種取引の実態に合わせて規定されたことを確認しました。</p> <p>また、当社財務経理部では食品販売事業部門からの取引調査票の情報に従い、収益認識関係の会計処理を行っておりますが、当該取引調査票に収益認識マニュアル（販売事業部門）の改定内容を落とし込んで、食品販売事業部門の所属長に対し改めて収益認識基準に関する包括的な研修が実施され、周知徹底がなされていることを確認しました。さらに、収益認識関係の会計処理に際し、当社財務経理部においても、取引調査票の情報や各営業所の説明を踏まえ、「収益認識会計処理マニュアル（販売事業部門）」に従った会計処理方法の検討をするとともに、財務経理部長が関連証憑を確認のうえ会計処理の承認を実施しており、収益認識に関する決算プロセスが適切に運用されていることを確認しました。</p>
	<p>当社において非定型な取引が金融取引に該当するといった点につき、取引実態を踏まえた高度な評価と判断を行うにあたっての専門知識を有した要員が不足していた結果、会計基準に沿った十分な検証及び上長による承認を行うことができませんでした。</p>	<p>・決算財務体制の強化 人員異動及び中途採用により能力面・人面から決算財務体制の強化がなされていること（上記への対応と共に）、財務経理部においても収益認識基準に関する社内勉強会の開催と経験のある財務経理部メンバーによるOJTを適宜実施し、収益認識関連の経理に関する研修が行われていること、外部アドバイザリーと契約のうえ、外部の専門家による支援体制が構築されていることにより、決算業務体制が整備されていること（上記への対応と共に）を確認しました。</p> <p>収益認識基準に関する会計処理については、販売業務手順書の収益認識基準に係る項目が詳細に改訂され、食品販売事業部門の管理事業所に対して財務経理部による牽制の仕組みが整備されていることを確認しました。</p> <p>また、収益認識に関して漏れのない十分な検証・確認のため、日常業務の中で食品販売事業部門における伺い書による申請が</p>

誤謬	誤謬の発生原因となった当社における決算・財務報告プロセスの不備の概要	講じた是正措置の概要及びその是正状況
		<p>財務経理部にも回覧され、3か月毎に作成される取引調査票については財務経理部でダブルチェックが行われていること、複雑なスキーム及び契約関係を含む販売取引の会計処理については、外部の専門家の知見も必要に応じて活用されていること、並びに、監査法人とも高い頻度でコミュニケーションが行われ、これらを通じて得た専門知識等が会計処理に反映されていることを財務経理部長が関連証憑を確認のうえ承認を実施しており、収益認識に関する会計処理の検討プロセスが適切に運用されていることを確認しました。</p> <p>上記の決算・月次業務マニュアルの是正及び決算財務体制の強化の結果、収益認識基準に関する会計方針と会計処理方法の選択と適用に関する不備は是正されたと評価いたしました。</p>

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。